

## 機器レンタル特約（エディオンネット IoT パック用）

### （総則）

- 第1条 株式会社エディオン（以下「当社」といいます。）は、当社が提供するインターネットサービス「エディオンネットIoTパック」において提供するサービスに含まれる「フレッツ・ミルエネ」サービスを有益に利用していただくことを目的として、この機器レンタル特約（以下「本特約」といいます。）を定め、当社から別記に記載の機器（以下「各レンタル機器」といいます。）の貸与を受ける者（以下「レンタル会員」といいます。）と当社との各レンタル機器のレンタルに関する一切の關係に本特約を適用します。
2. 本特約に規定していない事項は、当社が別途定める「エディオンネット契約約款」に準じて取り扱います。
  3. 別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他提供条件によります。

### （用語の定義）

第2条 本特約で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

用語	意味
エディオンネット IoT パック	当社が「エディオンネット契約約款」、「I P 通信網サービス契約約款」、その他関連規定に基づき提供する光インターネットサービスのサービスプランをいいます。
フレッツ・ミルエネ	東日本電信電話株式会社が「クラウド型HEMSサービス利用規約」に基づき提供するHEMS機能や家電遠隔操作機能等を有するサービスをいいます。
HEMS	「Home Energy Management System（ホーム エネルギー マネジメントシステム）」。家庭で使うエネルギーを節約するための管理システムをいいます。
レンタル契約	各レンタル機器のレンタルを受けるための契約をいいます。
レンタル会員	「エディオンネット IoTパック」の契約者であって各レンタル機器の貸与を受けるまたは受ける予定の者をいいます。
スマートメーター	電力をデジタルで計測し、メーター内に通信機能を持たせた電力量計

### （本特約の変更）

第3条 当社は、以下の場合に、当社の裁量により本特約を変更できるものとします。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の規定に基づくものとします。

- (1) 本特約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
  - (2) 本特約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、前項第2号による本特約の変更にあたり、変更後の本特約の効力発生日までに、本特約を変更する旨および変更後の本特約の内容とその効力発生日を、事前に相応の期間をもって当社のホームページ（<https://www.enjoy.jp/>）、店舗配布物、掲示などで通知します。

### （各レンタル機器のレンタル）

- 第4条 当社は、レンタル会員に対し、別記に定めるところにより各レンタル機器を貸与します。
2. レンタル会員に貸与する各レンタル機器は、当社が選択・決定するものとします。
  3. レンタル会員に貸与される各レンタル機器は、第14条（故障等）の場合を除き、変更、取替えができないものとします。

### （レンタル契約の成立および終了）

第5条 各レンタル機器のレンタル契約は、「エディオンネット IoTパック」の契約成立と同時に成立するもの

とします。

2. 本特約に基づく各レンタル機器のレンタル契約は、「エディオンネット IoTパック」の契約が解除または終了したことにより、レンタル会員がレンタル会員たる地位を喪失したときをもって終了するものとします。
3. レンタル契約が終了したときは、第15条（レンタル契約終了に伴う各レンタル機器の返還）の定めを準用するものとし、同条に従い各レンタル機器を当社が指定する方法で当社が指定する場所に返還するものとします。

（各レンタル機器の引き渡し）

第6条 当社は、「エディオンネットIoTパック」の課金開始日までにレンタル機器の引渡しを行うものとしませんが、手続き処理上の理由または運送上の理由等に当社の故意または過失が認められ、その課金開始日の翌日が経過するまでに引渡しができなかったとしても、当社はレンタル会員に対して何ら金銭的賠償を行いません。ただし、課金開始日の翌日を経過しても、なおレンタル機器の引渡しが無い場合は、レンタル会員よりその旨を課金開始日の翌日を経過後7日以内にエディオンネットカスタマーセンターに通知した場合に限り、課金開始日から実際の引渡し日の前日の間に発生する「エディオンネット IoTパック」利用料金を日割り計算にて減額するものとします。

（レンタル料金等）

第7条 各レンタル機器のレンタル料金は、別記1に定める料金額とし、レンタル会員は毎月のレンタル料金を支払うものとします。

（「エディオンネット IoTパック」の利用停止）

第8条 当社は、レンタル会員が第13条（レンタル会員の義務）第1項の規定に違反したと判断した場合、「エディオンネット IoTパック」の利用を停止する場合があります。

（レンタル会員が行うレンタル契約の解除）

第9条 レンタル会員が各レンタル機器のレンタル契約を解除しようとするときは、「エディオンネット契約約款」の規定に従い「エディオンネット IoTパック」の契約解除手続きを行うことで解除できるものとします。なお、「エディオンネット IoTパック」の利用契約を継続した状態でレンタル契約のみを部分的に解除することはできないものとします。

（当社が行う「エディオンネット IoTパック」の契約の解除）

第10条 当社は、レンタル会員が第13条（レンタル会員の義務）第1項の規定に違反したと判断した場合、「エディオンネット IoTパック」の契約を解除する場合があります。なお、「エディオンネット IoTパック」の利用契約を継続した状態でレンタル契約のみを部分的に解除することはありません。

（設置場所の提供等）

第11条 当社が貸与する各レンタル機器を設置するために必要な場所は、レンタル会員の費用と責任においてご提供いただきます。

2. 当社が貸与する各レンタル機器の動作に必要な電気は、レンタル会員の負担といたします。

（各レンタル機器の仕様変更等）

第12条 当社は、サービス品質の維持・向上の目的あるいは製造メーカー等の事情等により、各レンタル機器の種類や規格・仕様等を変更する場合があります。

2. 「フレッツ・milエネ」の仕様変更等に起因して各レンタル機器が正常に動作しなくなった場合は、第14条（故障等）の定めを準用するものとします。
3. 本条に定める変更が本特約の変更を伴う場合には、第3条の変更手続きによるものとします。

（レンタル会員の義務）

第13条 レンタル会員は以下に規定する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 各レンタル機器の第三者への譲渡、貸与、質入れ、転売、オークション等への出品、その他の処分
  - (2) 各レンタル機器の分析、解析、改造、改変等
  - (3) 各レンタル機器の損壊、破棄、紛失、滅失等
  - (4) 各レンタル機器の著しい汚損（着色、削切、シール貼付等）
  - (5) 各レンタル機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
  - (6) 当社の承諾なくレンタル契約の契約上の地位を第三者に譲渡する行為
  - (7) その他不正使用
2. レンタル会員は、各レンタル機器に故障、紛失または毀損等が生じたときは、速やかにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。
3. 第1項の禁止事項に該当すると当社が判断したとき、レンタル会員は、各レンタル機器の修繕、その他当社の資産維持に係る費用を当社の指定する方法により支払うものとします。

(故障等)

第14条 レンタル会員に貸与された各レンタル機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等（以下「故障等」といいます。）により正常に動作しなくなった場合、当社は、レンタル会員の負担において、該当する各レンタル機器を正常なレンタル機器と取り替えます。この場合の取り替え方法については、当社が指定する方法により行うものとします。

2. 各レンタル機器の故障等に関する当社の責任は、前項に規定する対応が全てです。
3. 各レンタル機器の故障等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧等の外部要因その他の不可抗力による場合においても、レンタル会員は、故障等の原因調査および取り替え等の必要な措置に要した一切の費用を負担するものとします。

(レンタル契約終了に伴う各レンタル機器の返還)

第15条 本特約に基づく各レンタル機器のレンタル契約が終了した場合、レンタル会員は、各レンタル機器を当社が指定する方法で、当社が指定する場所に、当社が指定する期日までに返却するものとします。

2. 当社が指定する期日までに当社が指定する場所に返却されなかった場合、レンタル会員は、当社が別途指定する各レンタル機器本体の代金相当額を当社が指定する方法により支払うものとします。

別記

当社がレンタル会員に貸与する各レンタル機器

レンタル機器の種類	内容	レンタル料金
スマートメーター対応USB Dongle	スマートメーターと通信端末設備（ホームゲートウェイ/サービスゲートウェイ）との通信に使用します。	0 円
iRemocon	高性能リモコン	0 円
サービスゲートウェイ	「スマートメーター対応USB Dongle」に対応していないホームゲートウェイを利用するレンタル会員に貸与します。 ※「スマートメーター対応USB Dongle」の接続機器として使用します。	0 円

附則

(実施期日)

本特約は、平成 29 年 2 月 1 日から実施します。

附則

(実施期日)

本特約は、令和2年4月1日から実施します。